

令和5年度 中山間地域等直接支払交付金認定集落協定概要

認定集落協定：菅沢さくら組集落協定

1. 協定対象となる農用地

	田		畑		面積（計）	交付額（計）
	面積（㎡）	交付額（円）	面積（㎡）	交付額（円）		
通常分	0	0	19,992	200,564	19,992	200,564
特認分	0	0	4,457	51,255	4,457	51,255
合計	0	0	24,449	251,819	24,449	251,819

2. 活動の内容

(1) 集落マスタープラン

- ・将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築
- ・農道・水路の維持管理

(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項

- ・農地法面の崩壊を未然に防止するため、集落内の担い手を中心に定期的な点検
- ・水路の清掃、草刈り
- ・農道の簡易補修、草刈り
- ・農地と一体となった周辺林地の下草刈り等

(3) 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項

- ・令和6年度までに集落戦略を作成

3. 中山間地域等直接支払の実施期間

(1) 活動期間

- ・令和5年度～令和9年度

(2) 交付金の交付年数

- ・2年

4. 構成員

4名